



# 平成29年台風21号 被災者の皆様への生活支援

〈平成29年11月22日 第1版〉

平成29年台風21号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

京都行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に御利用ください。

●電話による相談受付：8：30～17：15

0570-090110

●来所による相談受付：平日の 8：30～17：15

住所：京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎4階  
京都行政監視行政相談センター

●インターネットによる相談受付：毎日

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

総務省 京都行政監視行政相談センター

京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎4階

電 話：075-802-1140（代表）

行政相談専用電話：0570-090110（ナビダイヤル）

F A X：075-802-1180

## 目次

No.	支援策、手続きの名称等	頁
1	り災証明書の発行	3
2	災害援護資金の貸付	3
3	生活福祉資金の特例貸付	3
4	被災住宅の応急修理	3
5	住宅の建設、補修等の融資	4
6	預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	4
7	住宅ローンの返済	4
8	損害保険について	4
9	生命保険の契約内容について	4
10	年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	5
11	登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合	5
12	公共料金の減免措置等	5
13	奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付	6
14	農林漁業関係災害復興の融資	6
15	中小企業者を対象とした相談窓口	6
16	水道料金の減免	6
17	国税の特別措置	7
18	県税の特別措置	7
19	市税の特別措置	7

- (注)1 当チラシの情報は、平成29年11月21日時点の情報で作成しております。  
各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。  
最新の情報は、京都行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の  
「【特設情報】〈平成29年台風21号に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。  
URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/kyoto.html>
- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の平成29年台風21号においては、舞鶴市がその適用を受けています。

## 1 リ災証明書の発行

- ◆ 「リ災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 舞鶴市の「リ災証明書」の窓口は、舞鶴市税務課(0773-66-1026)です。

## 2 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 舞鶴市の「災害援護資金」の窓口は、舞鶴市福祉部福祉企画課(0773-66-1011)です。

## 3 生活福祉資金の特例貸付

### 【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、舞鶴市社会福祉協議会(0773-62-7044、65-0058)にお問い合わせください。

### 【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、舞鶴市社会福祉協議会(0773-62-7044、65-0058)にお問い合わせください。

## 4 被災住宅の応急修理

- ◆ 災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 1世帯当たり57万6千円が上限となります。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象となります。
  - 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと
  - ※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。
  - 応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用しないこと
  - 自ら修理する資力が無いこと(半壊の方)
- ◆ 詳しくは、舞鶴市建設部都市計画課(0773-66-1048)にお問い合わせください。

## 5 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
  - ・住宅金融支援機構 お客様コールセンター:0120-086-353(通話料無料)
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。  
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

## 6 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
  - ・各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口
  - ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420

## 7 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。  
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時~17時)。

## 8 損害保険について

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
  - ・ご契約の損害保険会社
  - ・そんぽADRセンター(受付時間 9:15~17:00 ナビダイヤル0570-022-808)証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
  - ・自然災害損保契約照会センター(受付時間 9:15~17:00)
  - ・フリーダイヤル0120-501-331

## 9 生命保険の契約内容について

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
  - ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル0120-001-731
  - ・かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950

## 10 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。  
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、年金ダイヤル(0570-051-165)[月曜 8:30~19:00、その他平日 8:30~17:15]にお問い合わせください。
- ◆ 最寄りの年金事務所(舞鶴年金事務所 0773-78-1165)[平日8時30分から17時15分]にお問い合わせすることもできます。

## 11 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証(権利証)から、登記識別情報に変わっております。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、京都地方法務局舞鶴支局にお問い合わせください。  
・京都地方法務局舞鶴支局 0773-76-0858

## 12 公共料金の減免措置等

- ◆ 電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。  
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

### ◆ 電話

各電話会社において、災害救助法の適用区域の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長(1か月程度)等の支援措置を実施しています。

NTTドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし)151(通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000(通話料無料)
au	au携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111(通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157(通話料無料)

- ◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。
- ◆ 詳しくはNHK(0570-077-077 9:00~20:00 ご利用になれない場合050-3786-5003(有料))にお問い合わせください。

### 13 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課(03-6743-6011)にお問い合わせください。また、奨学金返還に関する相談は、奨学金返還相談センター(0570-666-301)にお問い合わせください。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課(03-6743-6011)にお問い合わせください。

### 14 農林漁業関係災害復興の融資

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 京都支店	075-221-3791
---------------	--------------

### 15 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

京都支店中小企業事業	075-221-7825
舞鶴支店国民生活事業	0773-75-2211

【京都府信用保証協会】 075-314-7221

【商工組合中央金庫】 京都支店 075-361-1120

【舞鶴商工会議所】 0773-62-4600

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 近畿本部 06-6264-8611

【近畿経済産業局 産業部 中小企業課】 06-6966-6024

【中小企業庁】 京都府よろず支援拠点 073-815-3600

### 16 水道料金の減免

- ◆ 台風21号により浸水被害を受けた世帯及び商業施設(店舗等)について、12月請求分の水道料金より、復旧に要した水量分について減免措置があります。減免対象となる世帯及び商業施設につきましては、災害調査で浸水箇所として認定された地域に限ります。
- ◆ 詳しくは、舞鶴市上下水道局お客様サービス係(0773-62-1632)にお問い合わせください。

## 17 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 詳しくは、舞鶴税務署(0773-75-0801)にお問い合わせください。  
自動音声の案内で「1」を選択し、相談内容に応じて該当の番号を選択すると、電話相談センターへつながります。  
(※) 具体的な書類や事実関係を確認する必要があるなど、税務署での面接による相談をご希望される方は、電話等による事前予約をお願いいたします。

## 18 府税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税等の府税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、京都府中丹広域振興局税務室(0773-62-2502)にお問い合わせください。

## 19 市税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 半壊以上の被害を受けた家屋や使用不能となった宅地・農地等については、被害の程度に応じて、固定資産税が減免されます。
- ◆ 住宅または家財の損失額が一定規模以上あった方は、市町村民税・県民税が減免されることがあります(前年度の合計所得によって減免の割合が異なります)。
- ◆ 詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。  
舞鶴市税務課市民税係(0773-66-1026)  
納税係(0773-66-1025)  
家屋係(0773-66-1027)